

# 第8次モデル都市憲章の基礎理論

千 草 孝 雄

## 1 はじめに

現代のアメリカの地方政府は様々な問題に直面している。それは現代アメリカの直面する問題の一部である。例えば、これまでには経験しなかったようなテロに対する危機管理が必要になるなど、問題は多岐にわたる<sup>1</sup>。そのような現状をふまえて、全国都市連盟は、第8次モデル都市憲章を公刊した。それは、アメリカの現代の諸問題への対応、アメリカにおける地方自治の展開をふまえて、21世紀のアメリカの地方自治の指針となるように作成された。したがって、この長い歴史をもつ文献は、現代のアメリカの地方政府を研究する上で興味深いものであるばかりでなく、地方自治論の前提となる民主主義を論ずる際に参照すべきものであるといえる。本稿においては、第8次モデル都市憲章を包括的に検討することはできないが、主要な論点について検討することを試みたい。それとともに、現代アメリカの地方自治論についても論じたいと考える<sup>2</sup>。

## 2 第8次モデル都市憲章の作成

第8次モデル都市憲章改訂委員会は、2001年3月29日に任命された。Betty Jane Narverが最初の委員長になり、Bob O'Neilによってひきつがれた。この委員会は、次のような委員によって構成されている。Eric Anderson, Linda Barton, Donald Borut, Peter Buchenbaum, American Bar Associationのメンバー, John Buechner, Jaqueline Byers, Jim Daily, Mony Flores-Bauer, R. Scott Fosler, George Frederickson, Christopher T. Gates, Guy Goodson, Charles Gossett, Neil Giuliano, John Hall, Bill Hansell, Jane Keene, Ron Loveridge, David Miller, Sylvester Murray, John Nalbandian, Neil Reichenberg, Dorothy Ridings, Tanis Salant, Phil Schenk, David Schultz, David Sink, Henry Under-

hill, John Vocinoである。さらに、William Cassella, JrとRobert KippとJames Svavaが重要な寄与をしたとされている<sup>3</sup>。そして、全国都市連盟理事会は2002年11月16日にこの新しいモデル都市憲章を承認した。このようにして、この第8次モデル都市憲章は、重要な都市政府研究者、実務家、地方政府の全国組織などの協力のもとに作成されたといえることができる。この長い歴史をもつアメリカの地方自治における重要な文書は、これまでの歴史的な連続性をたもちつつ、時代に即応した新しい要素を加えて作成された。その連続性と新しい側面の双方に留意しながら、この新しい憲章を見ていくことにしたい。

### 3 モデル都市憲章の歴史<sup>4</sup>

モデル都市憲章は地方的な条件やその時の条件に適合ししなければならないというのがモデル都市憲章を初めて作ったEdmond Janes Jamesの考えであった。そして、モデル都市憲章の政府形態は理想的なものであり、市民は自己決定が最大限にできるようにしなければならないとした。しかし、強力な公選執行部をもつ第1次モデル都市憲章の政府形態は、当時行われていた実務と大きく離れたものであったので、ほとんど受け入れられなかった。当時においては、市長にそのような広い権限を与えたくないと考えられたし、執行部と作業部局の間に理事会や委員会を置こうとする動きもあった。たとえば、公共事業、衛生、公園、レクリエーションと計画に関する委員会である。スキャンダルを防ぐことが目指されたが、結果的には、責任を拡散することになった<sup>5</sup>。

この第一次モデル都市憲章が公刊されたのと同じ年に改革は、ガルベストーンにおける災害によって影響をうけた。その結果、生み出されたのが、委員会制であることはいうまでもない<sup>6</sup>。この委員会制は、全国的に大きな広がりをもたせることになる。当時の市政改革運動の担い手も、この委員会制を意識することになる。当然のことながら、全国都市連盟もこの委員会制についての対応を迫られる<sup>7</sup>。全国都市連盟には、委員会制モデルを支持すべきであるという働きかけがあった。しかし、これまでのモデル都市憲章には、委員会制は採用されず、その意味において、全国都市連盟は委員会制を拒絶したといえる。その理由としては、委員会制を採用するということは、執行部を分断することになり、政策展開に留意しないということになるからであるとされている。問題は、

委員会制において特徴づけられている投票用紙短縮運動の理念と全国都市連盟の第1次モデル都市憲章に規定されている統合された責任的な執行部とをいかに調和させるかである。この点に関して、リチャード・チャイルドは委員会制によって統治された都市の経験と私的ビジネスの特徴をふまえて主席任命職執行官をうみだした。チャイルドの立場は第2次都市綱領のための連盟の委員会に影響を与えた<sup>8</sup>。その委員会は1913年に第1次モデル都市憲章の経験とその他の改革における経験を検討するために設置された。1914年における委員会の最初の報告は市支配人制を支持した。1915年に全国都市連盟は、第2次モデル都市憲章をもつ新しい都市綱領を採択した。その憲章において、すべての権能は市会に賦与され、都市の運営は市会によって任命された市支配人によることになった<sup>9</sup>。

この点に関して、Terrell BlodgettとWilliam N. Cassellaは次のようにいっている。ここではっきりと全国都市連盟は重要な変更をしたのである。すなわち、公選執行官を支持することから、任命職の支配人を支持することにしたのである。それは、市支配人制が、責任ある主席執行官を確保しておくのに、もっとも望ましいシステムであるということを確認したからである。1915年のモデルのことを論じるときに、ここにおいて採用された市支配人制という都市形態のもつもっともきわだった特徴は、市支配人の手に行政権と責任を集中したことである。市支配人は都市の主席執行官であるだろう。しかし、この市支配人制は、全国政府、州政府を特徴づけている権力分立の原理をはっきりと拒絶している。すなわち、この憲章においては、都市政府において抑制均衡のシステムが廃止されており、それに代えて、独任制の行政官を選任する小規模の立法機関のもとにおける責任政府が採用されているのである。市支配人制というシステムは、企業で普通に使われている類型の代表であるばかりではなく、議会政府において使われている類型の代表でもある<sup>10</sup>。

#### 4 第8次モデル都市憲章の基本原則

第8次モデル都市憲章には、Terrell BlodgettとWilliam N. Cassellaによるイントロダクションがあり、そこで第8次モデル都市憲章がもついている基本原則における主要な論点に関して説明がなされている。その内容は第8次モデ

ル都市憲章を検討するうえで重要なものであると考えられるので、その内容をみてみることにしたい。

### (1) 市会

市会に関しては、小さな都市と、少数者の公平な代表を確保するということがそれほど問題でない都市では、全面的に全市一区制の選択肢を強く支持するところがある。少数代表をディストリクトからの選挙によって確保する必要がある時に、市会が全市一区制によって選挙された議員とディストリクトによって選挙された議員によって構成される混合システムによる選択肢が勧められる。人種的な少数者の公平な代表を確保することが、判例によって要請されているために、ディストリクトに関する原則と手続が特に強調される。比例代表の選択肢は存続しており、少数代表に対する関心はあり、そして、投票過程を単純化する技術的改善の可能性はある<sup>11</sup>。

市会の構成を決定するために用いられる選択肢がいくつかあったとしても、市支配人制が採用されるということは、地方政府において、市会が中心的な役割をしめることが重要であることを強調することになる。執行部が市会によって任命され、市会に対して責任を負うという基本原則があることによって、市会の構成が重要視された<sup>12</sup>。

### (2) 市長

市支配人制の基本原則に関して、モデル都市憲章は権力を市会と公選主席執行官の間に分割するという権力分立の思想を拒絶しているが、市支配人制都市における市長の役割を明確にしていなかった。第2次モデル都市憲章以来、市会の議長との役割と儀礼的な役割と軍法上の長であるということがこれまで規定されてきた。しかし、そこでは政策リーダーとしての市長の役割は考慮されなかった。しかし、1964年の注釈は市長の政策リーダーシップの役割に注意し、そのモデルがダイナミックなリーダーシップを提供しているということに言及した<sup>13</sup>。

第8次モデル都市憲章は、市長の役割をより明確化する必要を強調している。それは、市支配人制の基本概念に適合的である執行権をもたない市長の義務をあげている。その職位は執行権と立法権が分立している公選主席執行官にお

る職位とはまったく異なっている。むしろ、市支配人制における市長は、主席立法官か、政策形成チームのリーダーである。この市長は市会の対抗する権力をおさえる必要はなく、さらに、都市のスタッフの管理のような細かなことにとらわれることなく、ファシリタティブ・リーダーシップに力を入れることができる。市長は、市会とスタッフの達成を向上させることを助けることによって、有効な成果をあげることができる。市会と市支配人が大きく関わることと、職員との間に築かれた関係は、市長のリーダーシップが成功を取めていることを示すものである。有効であるということは市支配人から仕事をうばうということの意味しない<sup>14</sup>。

第8次モデル都市憲章には市支配人制におけるリーダーシップについての叙述がある。これは次の三つの前提にもとづいている。第一に、権力が職員の間分割されていないので、市支配人制の都市における職員の間関係は対立するものというよりも、協働するものである。第二に、市長のリーダーシップに対するこのアプローチは、都市政府を動かしていくものとしての市長に焦点をあてるというよりも、すべての職員が寄与するということを強調する。第三に、市長によるリーダーシップがありうるということは、その職位の機能が恣意的な制限によって無効なものにされないかぎり、市支配人制に固有のものである。市長は、市会、市支配人、そして、個別の市民とコミュニティにおける自らの親密な関係によって形成された戦略的な地位をしめている。市長は、職員間のコミュニケーションや公衆とのコミュニケーションを推し進めることができる。ふつうもっていないような権力はリーダーシップには必要でないし、他の職員から市長を離すことは、リーダーシップを制約することになるかもしれない。市長の役割が、どのように増加しても、市会の権限を制約するものとして解釈されるべきではなく、それはリーダーシップを提供する方法として解釈されるべきである。市長の役割と市支配人による都市運営の管理は競合するものではないのである<sup>15</sup>。

そして、第8次モデル都市憲章は市長の選任について、次の二つの方法をあげ、どちらがこのましいともいっていない。それは、投票者による直接選挙と市会による市会議員のなかから選ぶ選挙である<sup>16</sup>。

ここにおけるイントロダクションの考え方は、第8次モデル都市憲章の作成に大きな役割を果たしたJ.H. Svavaの市支配人制に関する研究において表明さ

れてきた考え方を、ほぼ全面的に受容しているということが出来る。それは、Svaraの用語法であるファシリタティブ・リーダーシップという言葉がそのまま用いられているということだけでなく、その概念に関してもSvaraの考え方がそのまま用いられているということが出来る。

この点に関して、このモデル都市憲章を検討するにあたって興味深い文献がある。それは、ICMA (International City/County Management Association) が関わってひらいたシンポジウムをまとめたもので、H.G. FredericksonとJ. Nabandianが共編者となって刊行された『地方政府の未来』という論文集である<sup>17</sup>。この著作と第8次モデル都市憲章は、ほぼ並行して書かれていったと考えられる。それは、この論文集に寄稿しているものとモデル都市憲章に関わったものとの間に重複があることと、全国都市連盟とICMAの間に、その活動において関連があることが推測されるからである。そのことは、『地方政府の未来』の中に、H.G. Fredericksonが共著の論文を寄稿し、モデル都市憲章についての検討を行っていることからわかる。

先に言及したSvaraのファシリタティブ・リーダーシップの概念は、James H. Svara & Associates, *Facilitative Leadership in Local Government*, Jossey-Bass Publishers, 1994. において表明されたものであるが、Svaraはさらに検討を加え、その成果が、先程あげた『都市政府の未来』に発表された「権力の一体性における市長（市支配人制の政府における有効なリーダーシップ）」という論文で明らかにされている<sup>18</sup>。その内容がイントロダクションの中の市長の役割に関する叙述と合致するだけでなく、市支配人制というシステムに関するSvaraのイメージと第8次モデル都市憲章の市支配人制に関する考え方が極めて整合性があるといえる。それは、このモデル都市憲章が単にSvaraのリーダーシップのもとに作成されたということを示しているだけでなく、第8次モデル都市憲章に関わった人々の間にSvaraの考え方が共有されているということが出来るであろう。

## 5 第8次モデル都市憲章の擁護する価値

社会、あるいは、地方自治、都市政治という領域には、様々な価値が存在する。それらの価値のうちのどれを擁護すべきであると考えるかは、立場によ

て異なる。そして、政治という機能が介在する局面では、何らかの価値が保護され、それは他の価値よりも重視されるということになる。モデル都市憲章もそのような文脈において何らかの価値を擁護しているということができる。そのような意味において、第8次モデル都市憲章も何らかの価値を擁護している。その点に関して、Svaraは第8次モデル都市憲章に「地方政府改革の価値における継続に伴う変化」という論稿をよせていて、そこにおいて第8次モデル都市憲章の擁護する価値について、次のように論じている<sup>19</sup>。

Svaraによると、第1次モデル都市憲章以来モデル都市憲章では構造が重要視されてきたという。そして、第1次モデル都市憲章は、改革の基礎として、自治と都市に関する権限を広く配分するというローカル・セルフガバナンスという基本的価値にもとづいているという<sup>20</sup>。そして、第8次モデル都市憲章は次の価値を推進しようとしている。すなわち、ローカル・セルフガバナンス、集中化、代表民主主義、責任の専門職主義、政治的リーダーシップ（あるいは市長市会制の都市における執行的民主主義）、代表性、市民参加と地域的統合である。以下、それぞれについてみていくことにしたい<sup>21</sup>。

第一に、代表民主主義である。市民のために政策をつくる民主的で応答的な代表者は、代表民主主義の中核的な部分である。地方政府のレベルにおいては、市会は相対的に小規模であるべきであり、それは、討議機関として活動するのである。市会議員は、その在職期間において、選挙と市民との相互作用によって、市民との関係を構築するのである<sup>22</sup>。市会議員は都市を統治し、そして、執行部を選任する受託者の機関として行動する。初期のモデル都市憲章は、集団的なリーダーシップを強調し、市民が彼らの代表者の選挙と、彼らが選挙と選挙の間に市会議員との間にもつ接触を通して、政治過程に参加することを想定した。目標は都市全体のために集中する凝集的な市会をつくることであった。そのような目標を達成するための規定が第8次モデル都市憲章にもおかれている<sup>23</sup>。

第二に責任の専門職主義である。初期のモデル都市憲章は、市支配人を適切な訓練をうけ、経験をつんでいるかどうかという観点から選ばれた専門職であるとした。それは、公共に対して責任を負い、全体としてのコミュニティの最良の利益をますようにする必要があるとともに、市会に対して応答的である必要があるということに由来するとSvaraは考えている。こうした特質を強化す

るために、第8次モデル都市憲章では、これまでよりも詳細に市支配人がもつべき特質が規定されている。市支配人は立法を行う際に、政策助言と勧告をだし、都市政府における高度の有効性と能率を達成することを期待されている。さらに、第8次モデル都市憲章は、政策勧告、予算作成と組織的リーダーシップにおける目標、パフォーマンスと成果に焦点をあてるべきであることを推奨している<sup>24</sup>。

第三に政治的リーダーシップである。初期のモデル都市憲章において、市長には市会の議長としての職務の他には、特別な役割は割り当てられておらず、市会は統治者の理事会のように機能することによって、集团的リーダーシップを提供した。第6次モデル都市憲章において、市長の直接選挙が選択肢としておかれた。さらに、第7次モデル都市憲章のときまでに、政治的リーダーシップの価値について特別な規定がおかれる必要があることは明らかであった。市長が市会にとってかわることはないが、しかし、市会と都市全体を指導するとき利用できるより多くの資源を市長はもっているのである。生じる問題がより複雑になり、そして、市会がより多様になるにつれて、憲章は市長をリーダーシップの中心におくことができるような選択肢をおくように改訂されてきた<sup>25</sup>。

第四に代表性である。第6次モデル都市憲章は市会の代表性を高めるプロセスを始めた。モデル都市憲章は常に直接民主制に対して、代表民主制を支持してきたけれども、過去3回の憲章改訂における関心は、代表者をより市民の特徴と選好を反映するようにすることであった。全面的に、あるいは、一部全市一区制と組み合わせ、ディストリクト選挙を採用することは、都市のすべての区域の直接代表を確保することを確実にする。さらに、比例代表制は長期にわたって支持され、第8次モデル都市憲章においても再確認されている<sup>26</sup>。直接選挙は地理的代表と関連し、特定の近隣に集中したグループの声を議会に反映するようにするが、比例代表制を加えることによって、共通の絆をもった十分に大きなグループの利益を反映することができる。第8次モデル都市憲章は二つの追加的な価値を含んでいる。第6次モデル都市憲章によって、市長選挙とディストリクト選挙が加わり、そのことによって、政治的リーダーシップと代表性を強調したが、第8次モデル都市憲章は、市民参加と都市地域の統合に注意している<sup>27</sup>。



第五が市民参加である。市会議員の選挙と代表としての活動に依存することは、これらの活動が重要であることと、それとともに十分でないことを認めさせることになる。市民参加の基礎として、代表民主主義だけに依存することは次の三つの問題を提起する。第一に、ある部分の声は届かず、したがって、代表されないこと、第二に、市会議員の代表は市民の見解の直接的表現に完全にかわるものではないこと、そして、第三に、市民は政府のいとなみに直接に参加する機会をもつ必要があることである。都市における政策を作成し執行する過程における直接的な市民参加の機会、代表のさらなる活動を積極的にたすけるものとなりうる。第8次モデル都市憲章は、イニシアティブ、レフェレンダム、そして、リコールという直接民主主義の伝統的な仕組みを再検討し、これらについては、一様に利用可能としているが、代表民主主義がもちづけている重要性をほりくずさないことにも注意している<sup>28</sup>。

第六に地域の統合である。都市地域の統治は、メトロポリタン地域が都市中心部よりもさらにスプロールを続けるので、危機的で、継続的な問題である。これまでモデル都市憲章はこれを政府間関係の問題として扱ってきた。第8次モデル都市憲章は、新しい多くの規定において、地域の統合の価値を推し進めようとしている。都市政府は、たがいに協働し、合意する方法をみつけることを勧められている。さらに、公選職と行政官は、包括的な計画とゾーニングと他の土地利用条例が、いかに地域的計画に関係するかを考慮に入れるべきである<sup>29</sup>。

## 6 全国都市連盟が第8次モデル都市憲章を作成する際に直面していた課題

### (1) ICMAの動向

ICMAは全国都市連盟とは少し違った形で、都市政府の好ましい形態についての一般的なモデルを検討していた<sup>30</sup>。ICMAの作業部会はICMAが、他の適当な機関、特に、モデル都市憲章を検討し作成しつつある全国都市連盟と相談しながら、市支配人制を定義することを勧告している。もしも、その過程や最終的な結果に重要な留保があるならば、作業部会は市支配人制の決定にあたって別の行動経路を決定することを勧告した。作業部会の勧告は2000年7月の

ICMAの執行理事会の会議によって採択され、それは、2001年初頭に承認のために会員に提出された。H. George FredericksonとCurtis WoodとBrett Loganは全国都市連盟とICMAが、そのモデル都市憲章とrecognitionの基準を検討するときには有益なのは、過去のモデル都市憲章の変容過程を研究することであるとして、過去のモデル都市憲章を分析している<sup>31</sup>。

## (2) 第8次モデル都市政府憲章の課題

H. George FredericksonとCurtis WoodとBrett Loganは、第8次モデル都市憲章を作成する場合の課題について、次のような指摘を行っている。もっとも大きな課題は、市長市会制と市支配人制に現れている構造的な変化である。多くの市長市会制は、専門職的で、能率的で、正直で、応答的になるように次第に構造を変えてきた。そして、多くの市支配人制は直接公選の政治的リーダーシップと、ディストリクトと近隣の直接代表の形態において政治的応答性をますように構造を変えてきた。FredericksonとJohnsonは政治的都市と行政的都市の他に三種類の適合都市という概念を作った。それは適合政治的都市と適合行政的都市とその混合である。適合政治的都市と適合行政的都市は、だんだんに純粋の政治的都市と純粋の行政的都市と異なってきている。しかしながら、混合都市は、市長市会制と市支配人制をまぜあわせたものであり、そのどちらともかなりはなれたものである<sup>32</sup>。

市長市会制の都市は、市長と市会との間の権力分立、かなり大きな市長の執行権と行政権、ディストリクト代表による市会に対する最大限の政治的応答性によって性格づけられる。市支配人制の都市は、市会からはなれた政治的権限も行政的コントロールも持たない市長とコミュニティ全体によって選ばれた市会によって性格づけられる。完全に適合した都市は単に政治的都市でもなく、行政的都市でもなく、それらを混ぜ合わせたものである。混合した都市は市長と市会との間の権力分立か、儀礼的な政治的権限とかなりの行政的権限をもつ市長によって特徴づけられる<sup>33</sup>。

市長市会制と市支配人制との適合は漸变的で、都市憲章や法律に徐々に変更が加えられた。また、ほとんどの市支配人制の都市は市長市会制のいくつかの構造的変化を採用したが、完全に市長市会制にかわる所はほとんどなかった。強力市長制もまた市支配人制へと構造的変化をしたが、完全に市支配人制にか

わるところはほとんどなかった<sup>34</sup>。

### (3) 近年における都市政府形態の変化の動向

Fredericksonらは近年の都市政府形態の変化の動向について、次のように述べている。

例えば、オハイオのシンシナチ市や、ミズーリのカンザスシティ市のようないくつかの大きな市支配人制の都市が市長の権限を強化している。2001年から、シンシナチ市の市長は全市一区における直接公選になり、拒否権をもつであろうし、市支配人を推薦し、市支配人を解職することをはじめとして、理事会や委員会を任命し、市会の議題を設定し、予算を提出し、補助者を雇うことができるであろう。そして、カンザス市において、市長は今や拒否権をもち、市支配人を推薦することができ、理事会や委員会のメンバーを任命することができ、予算を市会に提出することができる。しかし、同時に、これらの都市は市支配人制の政府を維持している。さらに、カリフォルニアのオークランド市はその憲章を市支配人制から市長市会制に変えた。これらの大きな都市は、混合形態にその憲章を変更しているように見え、もはや、市支配人制でも市長市会制でもない<sup>35</sup>。

しかし、そのようないくつかの大都市における構造変化にとらわれることは重要ではないと、Fredericksonらはいう。大多数の都市は権力分立の原理にもとづいた市長市会制か一元性の原理にもとづいた市支配人制によっている。しかしながら、過去50年にわたって構造が変化してきたことも明らかであるというのがFredericksonらの主張である<sup>36</sup>。

## 7 おわりに

本稿においては、第8次モデル都市憲章における基本的な問題を検討することにとどまった。モデル都市憲章には、その他の様々な問題に関する規定があり、それらのなかには重要な問題も少なくない。それらについては、詳細な検討を行うことができなかった。また、本稿における重要なテーマである都市政府の形態については、アメリカにおいては、変化がおりつつある過程にある。そのことについては若干の言及を行った。こうしたことはこれからの研究の課

題であると考えられる。また、このようなモデル都市憲章で扱われている問題を、さらに広い都市研究や政治学、行政学の研究の中で位置づけていくこともこれからの課題であると考えられる。

- 1 Gregory Streib, Kenneth A. Klase, J. Edwin Benton, James H. Svara, Donald C. Menzel, Jacqueline Byers, William L. Waugh, Jr, Tanis J. Salant, Beverly A. Cigler, Conducting Research on Counties in the 21<sup>st</sup> Century: A New Agenda and Database Considerations, *Public Administration Review*, November/December 2007. 第一線で活躍する研究者が名をつらねたこの論稿には、主としてカウンティ政府の直面する問題が検討されているが、それらの問題はアメリカに存在する様々な地方政府が共有する問題である。そればかりではなく、州政府や連邦政府にも関わる問題である。すなわち、すべてのアメリカの政府の直面する問題である。さらに、それらの中には普遍的な問題も含まれ、まさに、現代の直面する問題もある。
- 2 アメリカの地方自治についてはH. George Frederickson and John Nalbandian (eds.), *The Future of Local Government Administration*, The International City/County Management Association, 2002. を参照。この論文集については拙稿「アメリカにおける地方自治研究の動向」駿河台法学第21巻第1号を参照。
- 3 Christopher T. Gates, Acknowledgements, in *Model City Charter 8<sup>th</sup> edition*.
- 4 全国都市連盟およびモデル都市憲章の歴史については, Frank Mann Stewart, *A Half Century of Municipal Reform*, Cambridge University Press, 1950. H. George Frederickson, Gary A. Johnson, and Curtis H. Wood, *The Adapted City*, M.E. Shrpe, 2004. James H. Svara, *The Structural Reform Impulse in Local Government*, *National Civic Review*, 83, 1994. James H. Svara, *Do We Still Need Model Charters? The Meaning and Relevance of Reform in the Twenty-First Century*, *National Civic Review*, Vol. 90, No. 1, Spring 2001. 拙稿「グッドナウの地方自治論」(1—8完)自治研究第65巻第5—12号, 拙稿「モデル都市憲章に関する覚書」駿河台法学第19巻第1号に詳しい。
- 5 Terrell Blodgett and William N. Cassella, Introduction, in *Model City Charter 8<sup>th</sup> edition*, 拙稿「モデル都市憲章に関する覚書」駿河台法学第19巻第1号。
- 6 委員会制については, Bradley Robert Rice, *Progressive Cities*, University of Texas Press, 1977. 拙稿「アメリカの都市政府形態論の再検討」高岡法学第11巻1号を参照。
- 7 委員会制と全国都市連盟との関係については, Bradley Robert Rice, *Progressive Cities*, University of Texas Press, 1977. を参照。
- 8 ショートバロットと市政改革運動との関係については, 拙稿「アメリカの都市政府形態論の再検討」高岡法学第11巻1号, Bradley Robert Rice, *Progressive Cities*, University of Texas Press, 1977. Terrell Blodgett and William N. Cassella, Introduction, in *Model City Charter 8<sup>th</sup> edition*, p. VIIIを参照。リチャード・チャイルド

- と全国都市連盟の関係については、拙稿「グッドナウの地方自治論<sup>(6)</sup>」自治研究第11巻第10号を参照。
- 9 第2次モデル都市憲章については、拙稿「グッドナウの地方自治論<sup>(7)</sup>」自治研究第11巻11号、拙稿「モデル都市憲章に関する覚書」駿河台法学第19巻第1号、Terrell Blodgett and William N. Cassella, Introduction, in Model City Charter 8<sup>th</sup> edition, p. VIII.
- 10 Terrell Blodgett and William N. Cassella, *ibid.* p. ix.
- 11 Terrell Blodgett and William N. Cassella, *ibid.* p. iv.
- 12 Terrell Blodgett and William N. Cassella, *ibid.* p. v.
- 13 Terrell Blodgett and William N. Cassella, *ibid.* p. v.
- 14 Terrell Blodgett and William N. Cassella, *ibid.* p. v. James H. Svara, Do We Still Need Model Charters? The Meaning and Relevance of Reform in the Twenty-First Century, National Civic Review, Vol. 90, No. 1, Spring 2001.
- 15 Terrell Blodgett and William N. Cassella, Introduction, in Model City Charter 8<sup>th</sup> edition, pp. v-vi. こうした考え方については、James H. Svara & Associates, Facilitative Leadership in Local Government, Jossey-Bass Publishers, 1994. 拙稿「市支配人制研究の動向」高岡法学第11巻第2号を参照。
- 16 Terrell Blodgett and William N. Cassella, Introduction, in Model City Charter 8<sup>th</sup> edition, p. vi. James H. Svara, Do We Still Need Model Charters? The Meaning and Relevance of Reform in the Twenty-First Century, National Civic Review, Vol. 90, No. 1, Spring 2001.
- 17 H. George Frederickson and John Nalbandian (eds.), The Future of Local Government Administration, The International City/County Management Association, 2002. この書物の成立の経緯については、H. George FredericksonがIntroductionの中で詳しく述べている。この点については、拙稿「アメリカにおける地方自治研究の動向」駿河台法学第21巻第1号を参照。
- 18 James H. Svara & Associates, Facilitative Leadership in Local Government, Jossey-Bass Publishers, 1994. James H. Svara, Mayors in the Unity of Powers Context: Effective Leadership in Council-Manager Governments, in H. George Frederickson and John Nalbandian (eds.), The Future of Local Government Administration, The International City/County Management Association, 2002. このSvaraの論文については拙稿「アメリカにおける地方自治研究の動向」駿河台法学第21巻第1号を参照。
- 19 James H. Svara, Change with Continuity in the Values of Local Government Reform, in Model City Charter 8<sup>th</sup> edition. James H. Svara, Do We Still Need Model Charters? The Meaning and Relevance of Reform in the Twenty-First Century, National Civic Review, Vol. 90, No. 1, Spring 2001.
- 20 James H. Svara, Change with Continuity in the Values of Local Government Reform, in Model City Charter 8<sup>th</sup> edition, p. 69. James H. Svara, Do We Still Need

- Model Charters? The Meaning and Relevance of Reform in the Twenty-First Century, *National Civic Review*, Vol. 90, No. 1, Spring 2001.
- 21 James H. Svara, Change with Continuity in the Values of Local Government Reform, in *Model City Charter 8<sup>th</sup> edition*, p. 69.
- 22 James H. Svara, *ibid.* p. 69.
- 23 James H. Svara, *ibid.* pp. 69–70. James H. Svara, Do We Still Need Model Charters? The Meaning and Relevance of Reform in the Twenty-First Century, *National Civic Review*, Vol. 90, No. 1, 2001.
- 24 James H. Svara, Change with Continuity in the Values of Local Government Reform, in *Model City Charter 8<sup>th</sup> edition*, pp. 69–70.
- 25 James H. Svara, *ibid.* p. 70.
- 26 James H. Svara, *ibid.* p. 70.
- 27 James H. Svara, *ibid.* pp. 70–71.
- 28 James H. Svara, *ibid.* p. 71. James H. Svara, Do We Still Need Model Charters? The Meaning and Relevance of Reform in the Twenty-First Century, *National Civic Review*, Vol. 90, No. 1, Spring 2001.
- 29 James H. Svara, Change with Continuity in the Values of Local Government Reform, in *Model City Charter 8<sup>th</sup> edition*, pp. 71–72.
- 30 ICMAではrecognition（承認）と呼ばれているものを作っている。
- 31 H. George Frederickson, Curtis Wood, and Brett Logan, How American City Government Have Changed: The Evolution of the Model City Charter, *National Civic Review*, Vol. 90, No. 1, Spring 2001. H. George Frederickson, Curtis Wood, and Brett Logan, Model City Charters and Institutional Dynamics, in H. George Frederickson and John Nalbandian (eds.), *The Future of Local Government Administration*, The International City/County Management Association, 2002. この二つの論文の内容は基本的に同じである。
- 32 政治的都市, 行政的都市, 適合政治的都市, 適合行政的都市, 混合都市という概念については, H. George Frederickson, Gary A. Johnson, and Curtis H. Wood, *The Adapted City*, M.E. Sharpe, 2004. を参照。この書物については, 拙稿「フレデリクソンの都市政府形態論について」駿河台法学第19巻第2号。H. George Frederickson, Curtis Wood, and Brett Logan, How American City Government Have Changed: The Evolution of the Model City Charter, *National Civic Review*, Vol. 90, No. 1, Spring 2001. James H. Svara, Do We Still Need Model Charters? The Meaning and Relevance of Reform in the Twenty-First Century, *National Civic Review*, Vol. 92, No. 1, Spring 2001.
- 33 H. George Frederickson, Curtis Wood, and Brett Logan, How American City Government Have Changed: The Evolution of the Model City Charter, *National Civic Review*, Vol. 90, No. 1, Spring 2001. H. George Frederickson, Curtis Wood, and Brett Logan, Model City Charters and Institutional Dynamics, in H. George

- Frederickson and John Nalbandian (eds.), *The Future of Local Government Administration*, The International City/County Management Association, 2002.
- 34 H. George Frederickson, Curtis Wood, and Brett Logan, *How American City Government Have Changed: The Evolution of the Model City Charter*, *National Civic Review*, Vol. 90, No. 1, 2001. ここで使われている適合という概念については, H. George Frederickson, Gary A. Johnson, and Curtis H. Wood, *The Adapted City*, M.E. Sharpe, 2004. を参照。
- 35 H. George Frederickson, Curtis Wood, and Brett Logan, *How American City Government Have Changed: The Evolution of the Model City Charter*, *National Civic Review*, Vol. 90, No. 1, 2001. James H. Svara, *Do We Still Need Model Charters? The Meaning and Relevance of Reform in the Twenty-First Century*, *National Civic Review*, Vol. 90, No. 1, Spring 2001.
- 36 H. George Frederickson, Curtis Wood, and Brett Logan, *Model City Charters and Institutional Dynamics*, in H. George Frederickson and John Nalbandian (eds.), *The Future of Local Government Administration*, The International City/County Management Association, 2002. この論点について詳しくは, H. George Frederickson, Gary A. Johnson, and Curtis H. Wood, *The Adapted City*, M.E. Sharpe, 2004. 拙稿「フレデリクソンの都市政府形態論について」*駿河台法学* 第19巻 第2号を参照。